

嘉手納基地所属 HH-60 ヘリコプターの墜落事故に対する意見書

米軍普天間飛行場への MV22 オスプレイ 12 機の追加配備反対が叫ばれている中、8 月 5 日午後 4 時頃、米空軍嘉手納基地所属の HH-60 ヘリコプターが米軍キャンプ・ハンセン内の山林に墜落炎上し、乗組員 1 人が死亡する事故が発生した。

HH-60 ヘリコプターの墜落現場は民家から約 2 キロの距離にあり、沖縄自動車道にも近いことから一步間違えれば住民をも巻き込む大惨事につながる事故であり、さらに宜野座村大川ダム周辺での墜落炎上ということで住民への健康被害も懸念されることから、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。

また、嘉手納基地所属の航空機は今年 5 月にも F-15 戦闘機が国頭村安田の沖合の海上に墜落する事故が発生しており、本市議会では「全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図ること」と厳重に抗議したにもかかわらず、またしても嘉手納基地所属機の墜落炎上事故が起きたことは、到底看過できるものではない。

これまで米軍に起因する事故が起こるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、再発防止、安全管理の強化等を強く申し入れてきたが、このような重大な墜落事故が起きたことは米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策に問題があると言わざるを得ない。

よって、沖縄市議会は嘉手納基地所属 HH-60 ヘリコプターの墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 墜落原因を徹底的に究明するとともに環境調査等を実施し、早急に公表すること。
2. 原因が究明されるまで同基地所属機の飛行を中止すること。
3. 全ての米軍機についてさらなる徹底した整備と安全管理の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 8 月 12 日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長